

土木工事施工管理基準
(港湾工事関係)

土木工事施工管理基準（港湾工事関係）

この土木工事施工管理基準（港湾工事関係）（以下「港湾工事施工管理基準」という。）は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-30「施工管理」に規定する港湾工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 出来形管理基準

土木工事共通仕様書第4編 1-2-6「出来形管理」に規定する港湾工事の出来形管理基準及び規格値（以下「港湾工事出来形管理基準」という。）は、以下によるものとする。

港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）（令和6年3月）

2. 品質管理基準

土木工事共通仕様書第4編 1-2-5「品質管理」に規定する港湾工事の品質管理基準及び規格値（以下「港湾工事品質管理基準」という。）は、以下によるものとする。

港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）（令和6年3月）

3. 写真監理基準

土木工事共通仕様書第4編 1-2-7「写真管理」に規定する港湾工事の写真管理基準（以下「港湾工事写真管理基準」という。）は、以下によるものとする。

港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）（令和6年3月）

4. その他

上記「港湾工事共通仕様書（令和6年3月）」（国土交通省港湾局）の制定以降における一部改訂に係る施工管理基準については、これに優先するものとする。

* 「港湾工事共通仕様書（令和6年3月）」（国土交通省港湾局）の一部改訂情報の取得は、以下のホームページより行うことができる。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000024.html

